

～ 第4種踏切道において発生した、列車と踏切通行者との衝突による死亡事故 ～

鉄道事業者名：九州旅客鉄道株式会社

事故種類：踏切障害事故

発生日時：令和5年7月2日 17時50分ごろ

発生場所：佐賀県小城市

唐津線 小城市～久保田駅間（単線）

二十の坪踏切道（第4種踏切道：踏切遮断機及び踏切警報機なし）

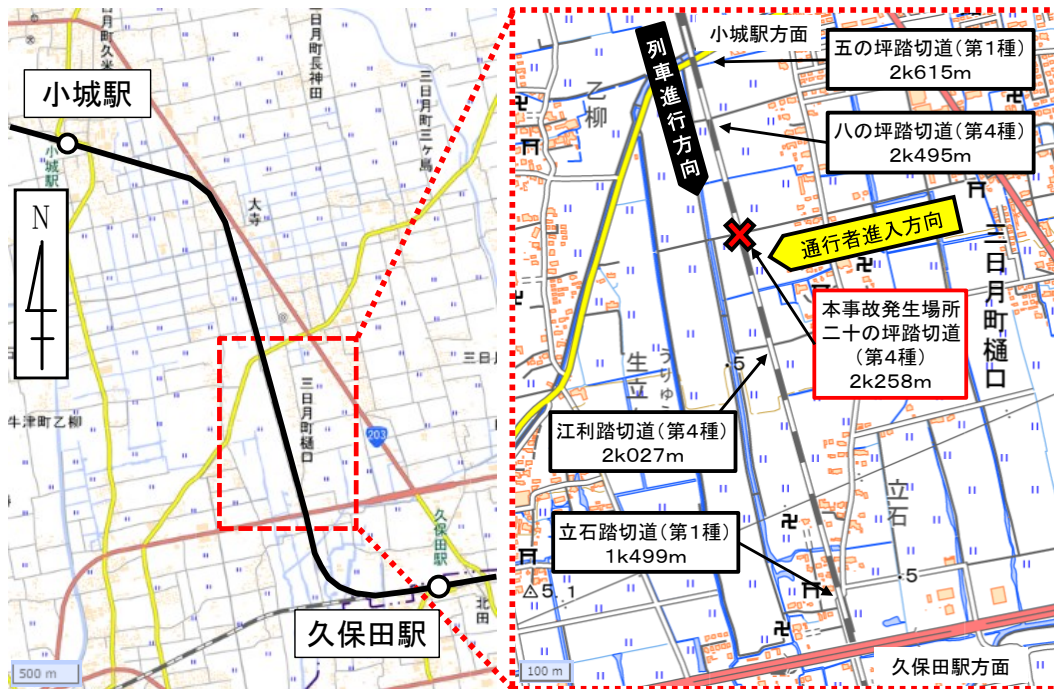
久保田駅起点2k258m付近

<概要>

九州旅客鉄道株式会社の西唐津駅発佐賀駅行き上り第5844D列車の運転士は、令和5年7月2日（日）、小城市～久保田駅間を速度約76km/hで走行中、二十の坪踏切道（第4種踏切道）の手前約35mの地点で、進行方向左側から踏切道方向へ走ってくる通行者を認め、直ちに気笛を吹鳴するとともに非常停止手配を執ったが列車と通行者とが衝突し、列車は同踏切道を約260m行き過ぎ停止した。

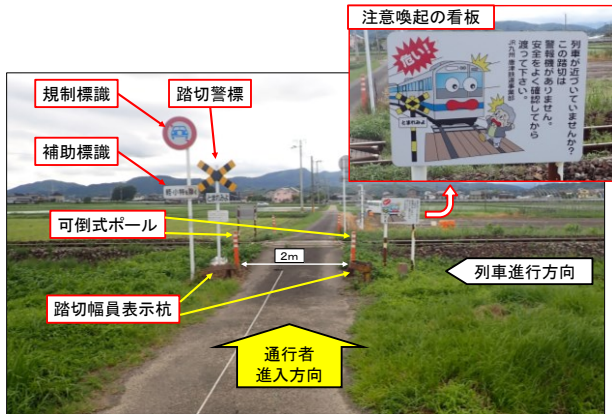
その後、通行者の死亡が確認された。

<事故現場付近略図>



この図は、国土地理院の地理院地図(電子国土Web)を使用して作成

<二十の坪踏切道の状況>



<通行者進入側から見た列車の見通し状況>



<原因>

本事故は、踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道である二十の坪踏切道に列車が接近している状況において、通行者が同踏切道に進入したため、同列車と衝突したことにより発生したものと推定される。

列車が接近している状況で通行者が同踏切道に進入した理由については、同通行者が列車の接近に気付いていなかった可能性が考えられるが、同通行者が死亡しているため詳細を明らかにすることはできなかった。

<再発防止のために望まれる事項>

踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道は、廃止するのが望ましく、廃止できない場合には第1種化すべきものである。また、廃止又は第1種踏切道への改良が実施されるまでの間は、交通規制の強化や注意喚起の看板の設置等、第4種踏切道に対する各種の安全対策を推進することが望ましい。さらに、踏切を横断する際に踏切手前で一時停止し、確実に安全確認が行われるよう、同社、同市及び小城警察署は、踏切通行者に対して安全意識の向上に向けた取組を行うことが望ましい。

[詳細は、運輸安全委員会ホームページ \(https://www.mlit.go.jp/jtsb\) より、
 鉄道事故調査報告書をご覧ください。](https://www.mlit.go.jp/jtsb)